○文部科学省告示第百十一号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の員数を、同表下欄の員数に改める。

平成二十三年六月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

（絵画の部）

上欄		下欄			
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本著色絵過去現在因果経　残闕　一巻	昭和十六年文部省告示第七百二十二号	紙本著色絵過去現在因果経　残闕　一幅	財団法人大原美術館	岡山県倉敷市中央一―一―一五

香炉形土器	七箇		
釣手付土器	一箇		
小形土器	十五箇		
一、石器類			
磨製石斧	三十三箇		
石鏃・石錐等	七十七箇		
石剣・石棒等	八本		
青龍刀形石器	一本		
石皿・敲石等	二十二箇		
一、木器類			
赤漆耳飾	三箇		
赤漆釧　残欠共	四箇分		
赤漆櫛頭部残欠	四枚分		
赤漆塵尾様木製品	一本		
赤漆弓	三張		
弓　残欠共	二張分		
籃胎漆器　残欠共	二箇分		
赤漆高杯残欠	一箇分		
樹皮製容器残欠	一箇分		
篦形木製品　残欠共	十八本分		
一、漆塗釧残欠	一箇	一、漆製品	八十点
一、土製耳飾	十二箇	一、石器・石製品	六十一点
一、玉類	五十箇	一、骨角製品	八点
一、土偶　残欠共	三十二箇	（以上平成五・十一～十六年出土）	
一、土版残欠	一箇		
一、岩版　残欠共	十箇		
一、鈴形土製品	一箇		
一、蕙形土製品	三箇		